

神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 自己負担金返戻要綱

1 目的

この要綱は、神戸市子宮頸がん検診を受診した女性のうち「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」のクーポン券対象者が当該検診の自己負担金を負担した場合、本要綱に定める費用を返戻することを目的とする。

2 実施の主体

この事業は、神戸市が実施し、その主管は健康局保健所保健課とする。

3 対象者

「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に定める「子宮頸がん検診クーポン券等配布」対象者と同一とする。

4 返戻の申請

返戻対象者が自己負担金の還付を受けようとするときは、市長に対し以下の書類を郵送することにより申請するものとする。

- ア 神戸市新たなステージに入ったがん検診総合支援事業自己負担金返戻申請書兼請求書（様式第1号）
- イ 運転免許証等本人確認ができるものの写し
- ウ 医療機関の領収書の写し、またはこれに準ずるものとする。ただし、医療機関の名称・所在地、受診者氏名、受診年月日、領収金額及び領収日が記載されたものであり、領収金額についてはがん検診を受診した旨記載されていることを要する。
- エ 神戸市発行のクーポン券
- オ 振込先の銀行口座（本人名義）の確認書類の写し

5 申請期限

本要綱が実施された日以降で、当該年度3月31日までにクーポン券対象者が自己負担金を負担して、神戸市の実施する「子宮頸がん検診」を受診した場合、「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業自己負担金返戻要綱」に基づき返戻するものとする。具体的な申請期限は別途実施要領に定める。

6 申請回数

申請回数は1回限りとする。

7 交付の決定

市長は、前条により申請があった場合に要件をみたしている場合には様式第2号により決定通知を行うものとする。

8 返戻金の額

「検診・健康診査実施要綱」に定める子宮頸がん検診の自己負担金と同額の1,700円とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。